

移動等円滑化取組計画書（記載例）

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

※バリアフリーに関する現状の自社における課題及び中期的な対応方針（概ね3年～5年程度）を記載。事業者において定める中期経営計画及び投資計画等においてバリアフリーに関する内容が具体的に記載されている場合はその内容等を記載する。

（1）旅客施設及び車両等の設備に関する事項

当社が保有する車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに更新し、2025年度までに約8割の車両を置き換える。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 予約時の利便性向上を図るため、当社の配車アプリの改良を行う。
- ② 新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。
- ③ ユニバーサルデザインタクシーについて、実車研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	<u>※当該年度に行うハード整備に関する取組の内容を具体的に記載（複数年度の取組を含む。）</u> 例1. ○台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。 例2. 全てのタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。 (計○台)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練 ・ 聴覚障害のある方への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入したユニバーサルデザインタクシーについて、効果的な運用を行えるように、社内教育等の必要な措置を講ずる。(2022年度) ・ 聴覚障害のある方からの文字による意思疎通の申し出に対応できるように、乗務員の配置、勤務体制の確保を図る。(2022年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	<p>※当該年度に行う旅客支援に関する取組の内容を具体的に記載（複数年度の取組を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車アプリへの車両指定機能の追加	<p>※当該年度に行う情報提供に関する取組の内容を具体的に記載（複数年度の取組を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配車アプリを、予約時にユニバーサルデザインタクシーが指定できるよう改良する(2022年度) ・ 配車アプリで、ユニバーサルデザインタクシーの予約状況を照会できるよう改良する。(2022, 2023年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員の研修 ・ 車椅子使用者の乗降支援の実技研修の実施 	<p>※当該年度に行う教育訓練に関する取組の内容を具体的に記載（複数年度の取組を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。(予定：〇名) ・ ユニバーサルデザインタクシーの乗務員を対象に、車椅子使用者の乗降支援の実技研修を定期的実施する。(2022年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
該当なし	

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<p>※II①～⑥には分類できない移動等円滑化の促進のための措置、社内の推進体制、関係者との連携体制等について記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等が多く参加するイベント等、ユニバーサルデザインタクシーを優先して配車する必要がある場合には、他社タクシー会社とも連携できるように連絡体制を構築する。 ・ ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・ 担当部署、専門家を中心に確認と評価を実施する会議を開催する。 ・ 本社の〇〇課をバリアフリーの主管課とし、社として推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
変更なし		

V 計画書の公表方法

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社ウェブサイトにて公表する。(https://www.～～～) ・ 〇〇営業所にて掲示

VI その他計画に関連する事項

※自由記載

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。